

サービスの ご紹介

記載内容以外にも、できることがあります。ご相談ください。



導入するには？

1. まずはお電話にてご連絡ください。詳しい説明をさせていただきます。
2. ご家族と具体的なケアの行い方について打ち合わせいたします。
3. 初回はサービス提供責任者と担当の看護師もしくは療法士が訪問します。
『訪問看護計画書』に沿ってサービスの提供を行います。



お問合せ・お申込み

TEL: **042-700-0024**

9:00~17:00 休業: 土日・祝日

1. 日常生活の看護

● 健康状態のチェック

全身状態の観察。
体温・脈拍・血圧測定など。

● 食事(栄養)の支援

摂食・嚥下状態の観察。
栄養状態の観察など。

● 身体の清潔

入浴・シャワー浴の介助。
清拭・洗髪・陰部洗浄。
口腔ケア。寝衣交換。爪切りなど。

● 排泄の支援

排便のコントロール。
オムツの相談など。

● お薬の管理と指導

内服管理。医師や薬剤師との連携。

● 療養環境の整備

● コミュニケーションの援助

● 主治医や地域等との連携

2. リハビリテーション

歩行練習・散歩。関節の運動。
拘縮予防。呼吸機能の訓練。
外出への工夫。嚥下訓練など。



3. 特別な処置・管理

医療機器・チューブ類の管理。床ずれ・創の予防及び処置。点滴・吸引・人工呼吸器などのケア。ストマケア・胃ろうの管理など。

4. ご家族・介護者への支援

日常の健康・介護に関する相談・助言。
介護者の不安やストレス等の精神的支援。
介護用品や社会資源の情報提供や相談。

5. 精神疾患・認知症の方への看護的サポート

内服薬の管理。バイタルサイン測定。精神状態の観察。コミュニケーション・セルフケア援助。
社会参加への相談。悩み・不安などの心理的な助言や支援。
主治医・保健師・相談員などへの報告と連絡。
認知症への対応方法。生活リズムの調整方法。
事故防止のアドバイス。

6. 終末期のケア

痛みや苦痛の緩和ケア。自宅でのお看取り支援。医師との連携による、痛みや症状のコントロール。安楽なケア。緊急時の対応。療養環境の整備・助言。本人・家族の精神的支援。

厚生労働省が認める
16特定疾病にも対応!
とくていしゅべい

16特定疾病とは？

介護保険施行令第2条で定められた
16種類の病気のことをいいます。

- ① 末期がん
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- ④ 後縦靭帯骨化症
- ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥ 初老期における認知症
- ⑦ 進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統萎縮症(MSA)
- ⑫ 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症、及び糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症(ASO)
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患(COPD)
- ⑯ 両側の膝関節又は、股関節に著しい変形を伴う、変形性関節症